

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 保健衛生・環境関係手数料の改正

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（いわゆる第3次一括法）による薬事法の一部改正（25.6.14 公布、27.4.1 一部施行）により、高度管理医療機器等（ ）の販売業及び貸与業の許可に係る権限が都道府県から基礎自治体に移譲され、当該許可等に係る事務を区が行うこととされることに伴い、同事務に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請手数料	34,100円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可更新申請手数料	12,400円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証書換え交付手数料	2,400円
高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証再交付手数料	3,400円

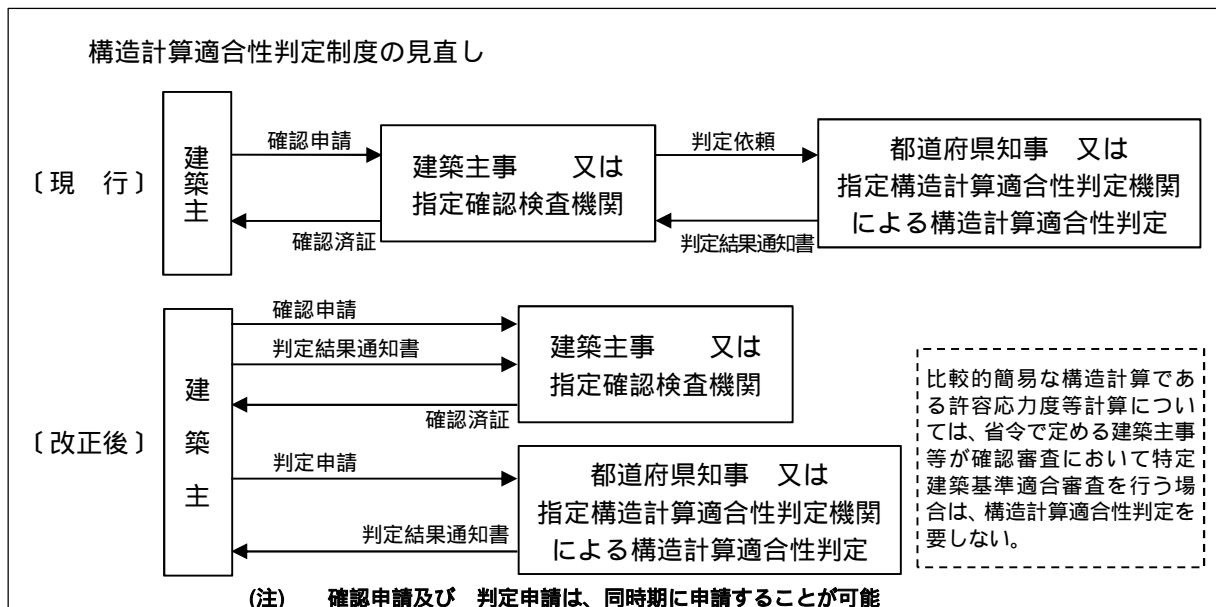
高度管理医療機器等

区 分	医療機器の例
高度管理医療機器	コンタクトレンズ、輸液ポンプ、人工心肺装置、人工呼吸器、除細動器、縫合糸、人工骨、人工関節、歯科用インプラント材、電気手術器、レーザー手術装置等
特定保守管理医療機器	X線撮影装置、超音波画像診断装置、MR装置、CT装置、心電計、リアルタイム解析型心電図記録計等

2 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 構造計算適合性判定制度の見直しに伴う手数料の改正

建築基準法の一部改正（26.6.4 公布、27.6.1 施行）により、構造計算適合性判定制度の見直し（ ）が行われたことに伴い、建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料を改正する。



ア 構造計算適合性判定加算額の廃止

構造計算適合性判定について、建築主が指定構造計算適合性判定機関等に直接申請することとされることに伴い、建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料のうち、構造計算適合性判定に要する加算額を廃止する。

イ 特定建築基準適合審査加算額の新設

比較的簡易な構造計算について省令で定める建築主事等が特定建築基準適合審査を行う場合は、構造計算適合性判定が不要とされることに伴い、建築物の建築に関する確認申請又は計画通知手数料に特定建築基準適合審査に要する加算額を新設する。

区 分	特定建築基準適合審査加算額
1,000 m ² 以内	156,000円
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以内	209,000円
2,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	240,000円
10,000 m ² 超 50,000 m ² 以内	319,000円
50,000 m ² 超	587,000円

(2) 仮使用認定制度の創設に伴う手数料の改正

建築基準法の一部改正（26.6.4 公布、27.6.1 施行）により、工事中の建築物の仮使用について、現行の特定行政庁等による承認制度に代わり、特定行政庁、建築主事及び指定確認検査機関による認定制度が創設されることに伴い、仮使用承認に係る手数料を次のとおり改める。

	名 称	額
現 行	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	126,000円
改 正 案	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	〔現行どおり〕

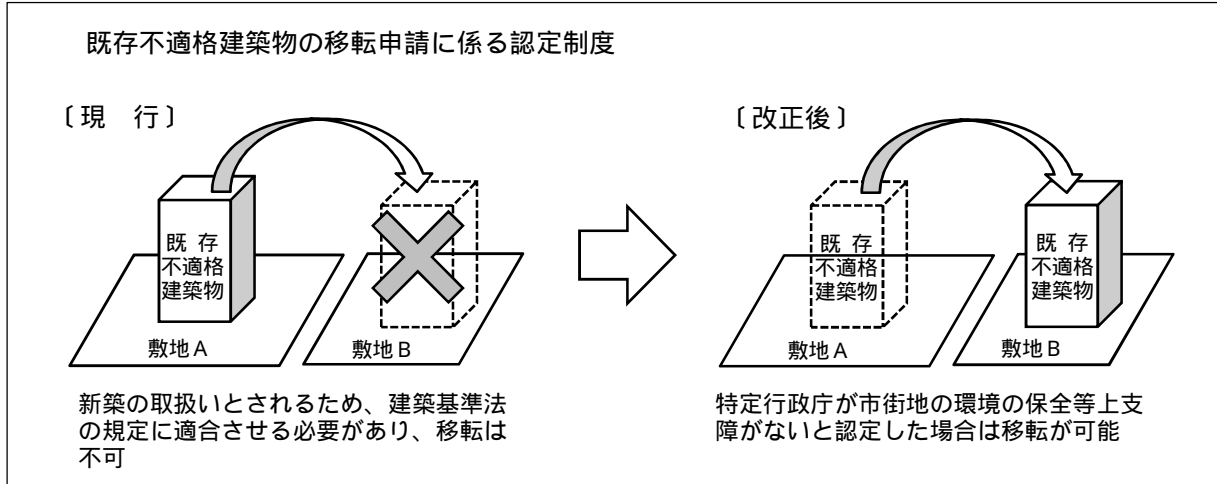
(3) 特定用途誘導地区における建築物の高さ制限の適用除外の許可に係る手数料の新設

建築基準法の一部改正（26.5.21 公布、26.8.1 施行）により、都市再生特別措置法に基づく特定用途誘導地区を指定した場合において、同地区内に誘導すべき施設については、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認める場合に限り、都市計画に定めた高さの制限を緩和することができることとされたことに伴い、高さ制限の適用除外の許可に係る手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
特定用途誘導地区内の建築物の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円

(4) 既存不適格建築物の移転申請認定に係る手数料の新設

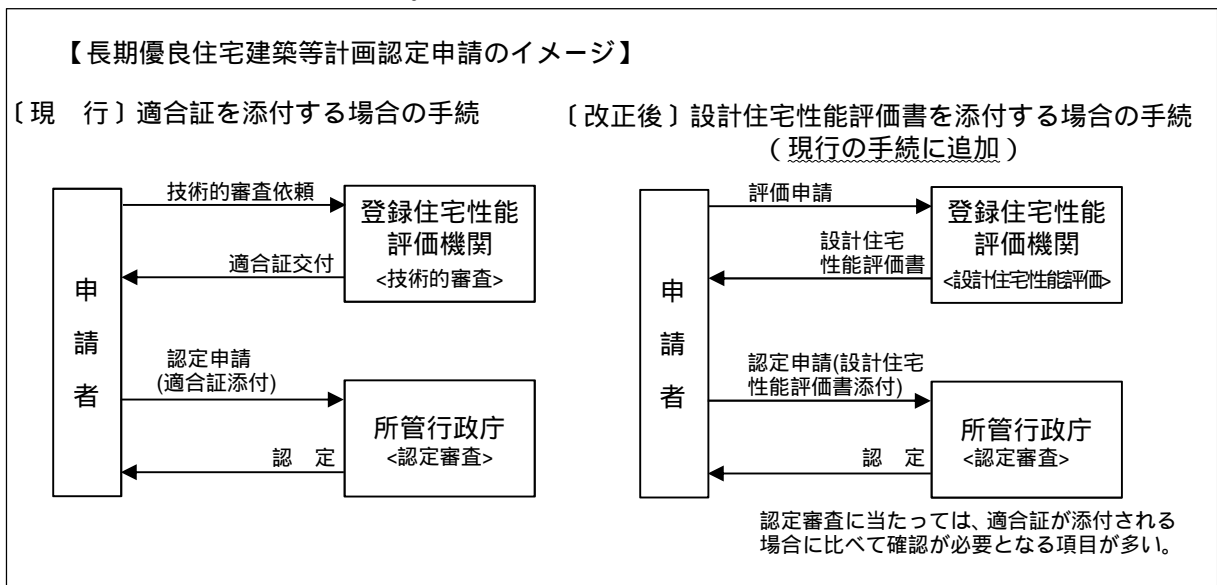
建築基準法の一部改正（26.6.4 公布、27.6.1 施行）により、既存不適格建築物の移転申請に係る認定制度（ ）が創設されることに伴い、移転認定申請に係る手数料を新設する。



名 称	額
建築物の移転認定申請手数料	28,000円

(5) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の新設

「住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件」の一部改正（26.2.25 公布、27.4.1 施行）により、住宅性能評価表示の必須項目が長期優良住宅の認定基準の項目に限定されることに伴い、長期優良住宅の認定申請を行う住宅で設計住宅性能評価書の交付を受けるケースが増加することが想定されることを踏まえ、設計住宅性能評価書を添えて行う長期優良住宅建築等計画認定申請に係る手数料を新設する。

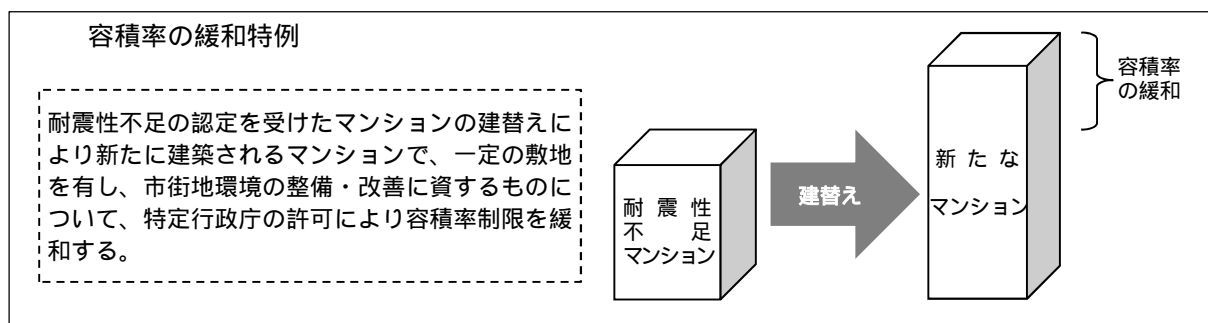


区 分		額
一戸建て住宅		16,000円
共同住宅等	100 m ² 以内	16,000円
	100 m ² 超 500 m ² 以内	57,000円
	500 m ² 超 1,000 m ² 以内	92,000円
	1,000 m ² 超 2,500 m ² 以内	172,000円
	2,500 m ² 超 5,000 m ² 以内	295,000円
	5,000 m ² 超 10,000 m ² 以内	455,000円

(6) マンション敷地売却制度の創設による手数料の新設

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（26.6.25 公布、26.12.24 施行）によりマンション敷地売却制度が創設されたことに伴い、耐震診断が行われたマンションの除却の必要性に係る認定を受けたマンションの建替えにおける容積率の特例許可（ ）に対する審査の事務に関する手数料を次のとおり新設する。

名 称	額
要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料	160,000円



〔参考〕マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正の内容（太枠部分）

	一般的なマンション	耐震性不足のマンション
改 修	・区分所有法(1)による改修 3 / 4 以上の賛成	・耐震改修促進法(2)による改修 過半数の賛成 ・容積率等の緩和特例
建 替 え	・区分所有法による建替え(個別売却) ・マンション建替法(3)による建替え (権利変換) 4 / 5 以上の賛成	・マンション敷地売却制度の活用 4 / 5 以上の賛成 ・容積率の緩和特例
取り壊して 住 替 え	民法の原則に基づき全員の同意が必要	

- 1 建物の区分所有等に関する法律
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- 3 マンションの建替えの円滑化等に関する法律

3 施行期日

1 並びに 2 の(3)、(5)及び(6)は本年4月1日、2 の(1)、(2)及び(4)は本年6月1日